

平成二十年六月十七日提出
質問第五四五号

外務省における長期休暇を取得中の同省職員に対する対応等に関する再質問主意書

提出者 鈴木宗男

外務省における長期休暇を取得中の同省職員に対する対応等に関する再質問主意書

「前回答弁書」（内閣衆質一六九第四八三号）を踏まえ、再質問する。

一 「前回答弁書」では、「御指摘の答弁は、本年六月三日現在、国際情報統括官組織には長期にわたる休暇を取得している幹部職員はおらず、したがって当該職員が行っている事務を所属部局の他の幹部職員等に代行等させていることはない旨を述べたものである。」との答弁がなされている。右答弁にある幹部職員には、同組織第四国際情報官室の加賀美正人氏も含まれるものと考えるが、加賀美氏は既に長期休暇の取得を終え、現在職務に復帰しているのか。確認を求める。

二 前回質問主意書で、現在国際情報統括官組織において勤務している非常勤職員（以下、「非常勤職員」という。）は、皆加賀美氏が長期休暇を取得している理由並びにいつ加賀美氏が長期休暇を終えるか等、加賀美氏の長期休暇の詳細を把握しているかと問うたところ、「前回答弁書」では「国際情報統括官組織において職員が休暇を取得する際の対応については、先の答弁書（平成二十年五月二十三日内閣衆質一六九第三八一号）四についてでお答えしたとおりである。」との答弁がなされている。右の答弁にある答弁書の内容は「国際情報統括官組織では、職員が休暇の際には、当該職員が所属する部局の他の職員に対

し、当該職員が休暇を取得していることを周知するとともに、必要に応じ当該職員の業務を代行している者に対して案件等を取り次ぐよう指導している。」というものだが、国際情報統括官組織において、右答弁にある様に「非常勤職員」に対してある職員が長期休暇を取得している旨周知することは当然であり、当方はその点を問うていのではない。当方が問うているのは、加賀美氏が長期休暇を取得していることに加え、いかなる理由により、いつまで休暇を取得しているか等、その詳細な内容まで「非常勤職員」に周知されているのか否かという点である。国際情報統括官組織において、加賀美氏が長期休暇を取得している事実に加え、休暇を取得するに至った理由、休暇の期間等、「非常勤職員」に対してその詳細は周知されていたか否か明らかにされたい。

三 「前回答弁書」では「外部からの来客や電話への対応の詳細についてまで、外務省として記録しておらず、お答えすることは困難である。」との答弁がなされている。しかし当方は、加賀美氏が長期休暇を取得している際、加賀美氏あての電話や来客があった際に、加賀美氏が不在であることについて、「非常勤職員」がどのような対応をしていたか、その一つ一つの詳細な内容は問うていない。当方が問うたのは、国際情報統括官組織において、「非常勤職員」が加賀美氏あての来客や電話を受けた際、どの様に対応する

様指導していたかという点である。外務省においては、右の質問の趣旨を正確に理解した上で答弁することを求める。

四 外務省において、何らかの理由により長期休暇を取得している同省職員が、例えば同期入省の職員の懇親会に出席する等、同省の職務とは直接関係のない会合に出席することを禁ずる内規はあるか。
右質問する。